

**ソーシャルワーク実践としての生活福祉資金貸付制度の実施に向けた考察****ー社会福祉協議会によるコロナ特例貸付のフォローアップ支援に焦点をあててー**

○ 大阪公立大学 山東 愛美 (009133)

前田 佳宏 (筑紫女学園大学・008208)、鶴浦 直子 (大阪公立大学・005747)

キーワード：生活福祉資金貸付制度、フォローアップ支援、社会福祉協議会

**1. 研究目的**

コロナ禍であった2020年3月から2022年9月にかけて、社会福祉協議会（以下、社協）が実施する生活福祉資金貸付制度（以下、福祉資金）では、コロナ特例貸付が行われた。この特例貸付においては、申請者の生活状況の把握や相談支援が十分に行えなかったことがすでに指摘されている。2023年からは償還が始まり、2025年にはすべての資金種類で償還開始を迎え、借受人へのフォローアップ支援が行われている。コロナ禍での特例貸付の相談支援の実態や長引く経済の低迷を踏まえると、各社協においては借受人への積極的なアウトリーチを含む相談支援が不可欠となる。こうした支援を実現させるためには、福祉資金をソーシャルワーク実践の枠組みのなかで捉えることが重要である。そこで本研究は、コロナ特例貸付におけるフォローアップ支援の現状を把握し、福祉資金をソーシャルワーク実践として展開するために必要な視点を検討することを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

人口規模や実施事業数等によるものの、コロナ禍以前は、市区町村社協の福祉資金の実施体制として、嘱託職員あるいは他事業との兼務職員を配置し、「各種資金の申請を受け付ける」という事務的な認識で実施されていることも多かった。しかしながら、フォローアップ支援では改めて相談支援が強調され、アウトリーチも求められるなど、まさにソーシャルワーク実践が必要とされている。そこで現場で取り組まれているフォローアップ支援の実践や担当職員の視点について、探索的な研究を行うこととした。研究方法は文献研究とインタビュー調査である。文献研究はこれまでの福祉資金に関する報告書等を使用した。インタビュー調査はX社協、Y社協、Z社協（市区町村）に加え、3社協が属するA社協（都道府県）の計4か所で行った。特例貸付の実施期間からフォローアップ支援まで継続して福祉資金を担当している職員に対し、2025年3月～5月にインタビューを実施した。

**3. 倫理的配慮**

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して実施した。なおインタビュー調査は、大阪公立大学大学院生活科学研究科研究倫理委員会の承認を得た（申請番号24-03）。インタビュー調査では、対象者及び所属長に対して口頭及び書面で説明を行い、同意を得た。また本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

#### 4. 研究結果 —コロナ特例貸付におけるフォローアップ支援の現状—

インタビューの結果、A社協は市区町村社協を支援するための体制を構築し、フォローアップ支援の実践も行っていった。訪問や架電を行ったり、システムを新たに導入してA社協の行ったフォローアップ支援の記録を市区町村社協と共有していた。

X・Y・Z社協の共通点は、フォローアップ支援として借受人に生活状況等を尋ねるアンケートを実施していた点である。X社協は、A社協による訪問記録を随時システムで確認し、福祉的な支援が必要な人にアプローチしていた。また、アンケート回答者でライフライン料金の滞納経験がある世帯に重点的な状況確認を行い、食料支援や他機関へのつなぎの支援を行っていた。Y社協は、アンケートの回答方法にオンラインを加えて若い世代からも回答を得やすい工夫や、紙ベースの回答の場合は社協まで持参すれば寄付された食品や日用品を渡すという方法で、借受人とつながり続けることを意識した支援を実施していた。Z社協では、アンケートで継続支援を希望すると回答した世帯への状況確認の架電に加え、他部署と連携してアウトリーチ支援に展開したケースもあった。

#### 5. 考察 —福祉資金をソーシャルワーク実践として展開するための視点—

本研究を通じて、福祉資金をソーシャルワーク実践として展開するために必要な視点として、①借受人の生活全体を支援する視点、②社協内の様々な事業や社協のもつネットワークを活用する視点、③貸付の先にある目的を意識する視点の3つが抽出できた。

X・Y・Z社協は、福祉資金という枠組みにとらわれず「社協としてすべきこと」を意識し、各地域の実情に応じてフォローアップ支援の内容を工夫していた。またA社協も同様の認識をもって市区町村社協の後方支援を行い、同時にアウトリーチやインテークを担っていた。換言すれば、今回インタビューした4か所の社協では、福祉資金の業務をソーシャルワーク実践の場と捉え、都道府県社協と市区町村社協が連携して取り組んでいた。

インタビューのなかで「(福祉資金は)地域住民が抱えている地域生活課題に気づくための手段でしかないので、貸付で完結させるのはもったいない」という声があったように、社協が福祉資金を実施する意義は、福祉資金を生活相談・困窮者支援と位置づけて実践し、それらを蓄積して地域福祉の推進・新たな仕組みづくりへと展開することである。一方で、特例貸付によって福祉資金の存在が広く知られたこともあり、「(お金を借りたいという相談に)時間を取られて、地域に出て行く暇がない」という課題も挙げられた。個別支援から地域支援へと展開するためには、職員の増員や社協内の部署間の連携強化など、組織基盤を整えていくことも重要である。

インタビューでは、制度の歴史として民生委員の存在に触れ、福祉資金を実施するのは社協の使命だと捉えている回答もあった。フォローアップ支援の期間を終えた後も、制度創設の理念が形骸化しないよう、「相談付き貸付」である福祉資金をソーシャルワーク実践と捉え、専門性をもって取り組むことが求められている。